

○ 石川県警察部門別任用時教養実施要綱の全部改正について（通達）

〔 令和 2 年 3 月 27 日 人 育 甲 達 第 54 号  
石川県警察本部長から本部内所属長あて 〕

対号 1 平成29年 3 月 14 日 付 け 人 育 甲 達 第 37 号 「石川県警察部門別任用時教養実施要綱の全部改正について（通達）」

石川県警察学校における部門別任用時教養については、対号により実施しているところであるが、「警視庁警察学校及び道府県警察学校における部門別任用時教養実施要綱の改正について」（令和 2 年 1 月 30 日 付 け 警 察 庁 丙 人 発 第 18 号）が通達されたことにより、同要綱を別添のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日以降の教養計画から実施することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配慮されたい。

なお、対号は廃止する。

別添

## 石川県警察部門別任用時教養実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させるとともに、人事と教養の一体化を図り、任用時教養修了者の適正な人事配置がなされるよう必要な事項を定めるものとする。

### 第2 教養の実施基準

#### 1 教養の目的

部門別任用時教養においては、警察署の生活安全、刑事、交通及び警備の係員として必要な基礎的知識及び技能を養成することを目的とする。

#### 2 教養課程の構成

部門別任用時教養の構成は、「生活安全任用科」、「刑事任用科」、「交通任用科」及び「警備任用科」とする。

#### 3 教養期間

生活安全任用科及び刑事任用科はそれぞれ4週、交通任用科及び警備任用科はそれぞれ2週とする。

#### 4 教養対象者

教養対象者は、巡査部長又は巡査の階級にあつて、原則として、生活安全、刑事、交通及び警備の各部門への任用候補者とする。ただし、部門別任用時教養未修了者で、任用後日の浅い者（おおむね1年を超えない者）も教養対象とする。

#### 5 教養の内容

##### (1) 教科課程

ア 生活安全任用科の教科課程は、別表1「石川県警察学校における生活安全任用科教科課程」のとおりとする。

イ 刑事任用科の教科課程は、別表2「石川県警察学校における刑事任用科教科課程」のとおりとする。

ウ 交通任用科の教科課程は、別表3「石川県警察学校における交通任用科教科課程」のとおりとする。

エ 警備任用科の教科課程は、別表4「石川県警察学校における警備任用科教科課程」のとおりとする。

##### (2) 教授細目

警察本部長は、別に定める教授細目基準に基づいて、教授細目を定めるものとする。ただし、本県の特異性から、特に必要がある場合には、教授方法の変更を行うことができるものとする。

(3) 授業計画

警察学校長は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。この場合において、授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。

6 教養実施上の留意事項

- (1) 教養の実施に当たっては、常に教授方法の工夫、改善に努め、各種教材の活用、模擬現場における実習、事例研究等の実践的教育技法を取り入れるとともに、授業の内容と進度に応じて具体的に理解しやすくするなど、効果的な教養内容、方法の導入を図るものとする。
- (2) 部門別任用時教養の教科課程に加えて、警察本部又は警察署等における継続的な実務研修（職場実習）を実施する場合は、原則として、入校生旅費（日額旅費）の支給対象となる学校教養には含まないものとする。

第3 適任者の選考と適正な人事配置

1 適任者の選考

部門別任用時教養対象者の選考に当たっては、年齢、勤務経験年数、人物評価、適性、本人の希望等について、人事・教養部門と任用時教養の主管部門とが十分に協議・検討の上、適任者を選考するものとする。

2 適正な人事配置

部門別任用時教養の課程を修了した者は、特別な事情がない限り、短期間のうちに、当該課程の部門に配置するものとする。

(別表は省略)